

令和 7 年度 生活習慣病予防健診受診勧奨業務実施要領

1、業務の概要

加入者の健康保持・増進のため、生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施する。
特に健診実施施設の少ない地域の事業所を中心として受診の働きかけを行う。

2、業務内容

下記「3、勧奨対象事業所」のうち、全国健康保険協会宮城支部（以下、「宮城支部」という。）が選定した「勧奨対象事業所リスト」を実施機関に配付する。実施機関においては、「勧奨対象事業所リスト」の事業所全てに訪問、電話等（ダイレクトメール等による場合は、その後必ず訪問又は電話等による事後フォローを実施すること）による生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。

3、勧奨対象事業所

（1）事業所数

上限 320 事業所（地域別の内訳は別紙参照）

（2）選定条件

- ①宮城支部の加入事業所。
- ②令和 6 年 4 月 1 日以降の新規適用かつ令和 6 年度の健診受診率（40 歳以上）が 30%未満の事業所。
- ③事業者健診結果データ提供にかかる同意書及び委任状提出事業所を除く。
- ④その他宮城支部において受診勧奨が必要と判断した事業所。

4、実施機関の選定

生活習慣病予防健診委託機関のうち公募による応募があった健診機関の中から、宮城支部において審査のうえで決定する。

5、実施機関に配付する勧奨対象事業所リスト

- （1）上記3の事業所のうち、応募の際に健診機関が提出する申請書（様式1）に記載の勧奨可能地域に所在地を有する事業所を、同申請書の勧奨可能事業所数を上限に宮城支部が選定する。なお、勧奨対象地域は集合バス健診の担当地域を基本とする。
- （2）実施機関数等により申請書に記載の勧奨可能事業所数に達しない場合がある。

6、受診勧奨実施期間

令和 7 年 10 月～令和 7 年 12 月 26 日

7、勸奨の方法

- (1) 受診勸奨は、「6、実施期間」内に行うものとする。
- (2) 宮城支部は実施機関に対し、勸奨対象事業所リストを収録した「勸奨対象事業所リスト兼勸奨結果報告書(様式 4)」(以下「報告リスト」という。)を電子媒体で特定記録郵便にて送付する。
- (3) 実施機関はリストに基づき全事業所に受診勸奨を実施する。勸奨方法は、電話又は訪問を中心とし、ダイレクトメール等による場合は、必ず訪問又は電話による事後フォローを実施する。なお、独自に勸奨に使用する媒体(パンフレット等)を作成する場合は、事前に宮城支部へ提出するものとする。

また、勸奨対象事業所にあつては、既に特定の健診機関等で健診を受けている可能性もあるため、トラブル防止に留意すること。また、適宜報告すること。
- (4) 実施機関は、勸奨実績、受診状況を報告リストに入力し令和 7 年 12 月 26 日までに宮城支部へ電子媒体で提出する。

なお、媒体作成時にはウイルスチェックを行い、パスワードを設定のうえ、「媒体データ納品にかかる報告書(様式 5)」と併せ、簡易書留など追跡が可能な方法で宮城支部へ提出すること。
- (5) 実施機関は、リストを受領した際、「勸奨対象事業所リスト兼勸奨結果報告書 受渡届(様式 3)」に受領日等を記入する。また、業務終了後、リストを返却するものとし、併せて「勸奨対象事業所リスト兼勸奨結果報告書 受渡届(様式 3)」に返却日等を記入し宮城支部へ提出する。

8、費用の負担

無償とする。この業務実施にかかる費用については、宮城支部は一切負担しない。

9、応募に当たり提出する書類

以下の書類を令和 7 年 9 月 17 日(水)12 時までに提出すること。

- (1) 申請書(様式 1)

勸奨可能事業所数、勸奨可能地域等を記入すること。
- (2) 生活習慣病予防健診受診勸奨業務従事者届(様式 2)

監督者、担当者、個人情報管理責任者の氏名を記入すること。

10、業務終了後に提出する書類

実施期間終了後、受診勸奨対象事業所リストの複写データ等を廃棄すること。
機密情報廃棄報告書(様式 6)を提出すること。

11、業務実施条件

別添の「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

12、広報

この業務の概要については、当協会のホームページに掲載し、対象事業所に対して、実施機関が勧奨業務を行っていることを周知する。

13、その他

この仕様書に記載されていない判断を要する事項については、その都度、宮城支部と実施機関が協議のうえ決定すること。

個人情報の保護および管理に関する特記事項

(基本的事項)

第1 実施機関は、この業務の履行にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(知り得た個人情報の保持の義務)

第2 実施機関は、この業務の履行にあたり知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この業務が終了しまたは解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 実施機関は、この業務の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4 実施機関は、この業務の履行のため、宮城支部より提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5 実施機関は、この業務の履行のため、宮城支部より提供された個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 実施機関は、この覚書に基づく業務について、宮城支部の許可なく第三者に再委託してはならない。

(複写の禁止)

第7 実施機関は、この業務の履行以外の目的のため、宮城支部より提供された個人情報を複写または複製してはならない。

(保護措置)

第8 実施機関は、個人情報の授受、保管および管理にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、個人情報の保護に必要な万全の措置を講じなければならない。

(提供情報の返還および処分)

第9 実施機関は、この業務が終了または解除されたときは、宮城支部より提供された個人情報について、宮城支部の定めるところにより返還し、または漏えいをきたさない方法で確実に処分

しなければならない。

（協会けんぽの立入検査に応じる義務）

第 10 宮城支部は、必要があるときは、実施機関の個人情報の管理状況等、業務の履行について、報告を求め、当該施設に立入り、または必要な指示を与えることができる。

（事故報告）

第 11 実施機関は、この業務の履行にあたって、事故が発生したときは、直ちにその状況を宮城支部に報告し、指示を受けなければならない。

（損害賠償）

第 12 実施機関は、この覚書に定める義務に違反し、宮城支部に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

（業務の中止）

第 13 宮城支部は、実施機関が前各項目に違反した場合は、業務を中止することができる。

以上